

## 令和7年度 第3回 長野県契約審議会

日 時 令和7年11月14日（金）

13時30分～14時07分

場 所 長野県庁議会増築棟  
第1特別会議室（事務局）

### 1 開 会

（一由企画幹）

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから「令和7年度 第3回 長野県契約審議会」を開会いたします。

本日の司会を務めます会計局契約・検査課の一由でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、湯本前委員の御退任に伴い、新たに就任されました委員の御紹介をさせていただきます。

澤口 太介 委員でございます。お願ひいたします。

（澤口委員）

皆様、初めまして。このたび湯本前委員の後任として連合長野の推薦を受けまして、契約審議会の委員を務めさせていただくことになりました。県職労中央執行委員の澤口太介と申します。

委員長としての立場も踏まえながら、現場の声を大切にし、よりよい制度、契約制度づくりに少しでもお力添えができるべくと思っております。まだまだ学ぶことが多いかと思いますけれども、皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

（一由企画幹）

ありがとうございました。

それでは、お手元の資料の次第に従いまして進行してまいります。

本日は10名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。この審議会は公開での審議となりまして、会議録は後日、県のホームページで公表されます。

なお、本日の会議につきましては、会議事項のボリューム等を勘案した上でウェブ開催とさせていただき、終了時刻につきましては午後2時半頃を予定しておりますので、委員の皆様の御協力をお願ひいたします。

続きまして、報道機関の皆様、傍聴の皆様方にお願いがございます。本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただきますようお願ひいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申

し上げます。

(柳沢会計管理者兼会計局長)

皆さん、こんにちは。会計管理者兼会計局長の柳沢でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

佐々木会長はじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、今年度第3回の長野県契約審議会に御出席いただきましてありがとうございます。前回、前々回と開催した審議会でも大変活発に意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日の審議会ですけれども、審議事項としましては、お手元の次第のとおり、建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて、それと建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直しについて御審議をいただくこととしております。

委員の皆様方には、前回同様忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(一由企画幹)

ありがとうございました。

## 2 会議事項

### (1) 前回審議会の振り返り

(一由企画幹)

それでは、これより会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、これより佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。会長、お願ひいたします。

(佐々木会長)

今回は私もリモートで参加いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

では、会議事項（1）「前回審議会の振り返り」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

9月に開催しました令和7年度第2回契約審議会の振り返りとして整理したものでございます。

前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問等はございませんので、誤った要旨となっていないかなど、御確認をお願いできればと思います。

資料1の説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等ございますか。もう既に皆さん、御覧になっていると思いますので、特に意見がないということでよろしいでしょうか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

では、これで適当ということで、次の議題に移りたいと思います。

## (2) 審議事項

ア 建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて

イ 建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し（土木一式工事）

(佐々木会長)

それでは、(2) の審議事項に移りまして、「建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて」、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

お手元の資料2を御覧ください。「建設工事における低入札価格調査制度の見直しについて（補足）」ということで、御説明をいたします。

県では、昭和62年から低入札価格調査制度を導入しまして、平成15年度から現行の要領により運用しております。受発注者の事務負担軽減のため、令和2年度から事前辞退というものが可能になったことから、辞退件数が急増しまして、また、自ら積算する「自ら積算」というものを廃止し、受注者の積算精度が向上したことによりまして、応札額が調査基準価格の上限値付近に集中しまして、そこから僅かに下回った価格でも低入札調査の対象となる事例が発生するなど、こういった課題解消のため、今回見直しを図るものでございます。

「1 見直し（案）」でございます。

これは、実は前回お示しした内容と特に変えているものではございませんで、枠の中の五つの丸については、前回お示ししている内容でございます。

そのうち上から2番目の「調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限は設定しない」という文言、こちらも前回御審議いただいたところですけれども、この下限値を引き上げるという部分の一体どのくらい引き上げるのかという部分についてはお示ししてございませんので、今回それをお示しするものでございます。

下を見ていただきますと、結果としまして、調査基準価格の下限値、現在92%になってございます。こちらは1%引き上げまして93%、失格基準価格の下限値、現行で89.5%のものを1%引き上げて90.5%ということで提案をさせていただきたいと思います。

この1%につきましては、令和6年度の入札案件を、新たな基準にそのまま置き換え落

札額を試算しまして、現行基準による実際の落札額との差額の割合を算出しまして、1%の引上げが妥当というふうに判断してございます。

資料①を御覧いただきたいんですが、これは前回お示しできていないんですけれども、受注希望型競争入札の場合の現行基準と新基準での違いをお示ししてございます。代表例にはなりますけれども、こちらの右側のグラフを見ていただくと、調査基準価格も下がりますが、同時に失格基準価格も下がってしまうということで、前回も佐々木会長から「下がる傾向ですね」という疑問もいただいたところでございます。

今回、矢印がちょっと大きく下がるようなイメージになってございますが、拡大させていただいておりまして、新基準と旧基準の比較をしますと0.55%下がるということで、この0.55%を上回る1%ということの引上げを考えております。

ただ、今回お示ししている下限値というものはあくまで下限値でございまして、その下限値を引き上げたからといってこの新失格基準価格の点線が上がるというものではなくて、応札される方々が今まで下限値ぎりぎりで応札したようなものが、下限値を上げることによって全体的に応札が従来よりも高い価格で入札するのではないかということで、そういった考えで下限値のほうを引き上げるものでございます。

説明を続けさせていただきます。真ん中は、今お話しました調査基準、失格基準価格の下限値を1%引き上げるとともに、上限値のほうは設定しないということで設定しませんが、当然100%、予定価格以下で算定していくということになります。

これ以外につきましては、前回お諮りしている内容と同じでございまして、一つずつ読み上げさせていただきますが、算定方法については、5社以上の場合についてはその平均値から標準偏差×定数を減算した価格を調査基準、失格基準価格とするということで、調査基準価格につきましては、応札額の平均値マイナス0.5σ、失格基準価格につきましては同じくマイナス1.5σということで、御審議いただいたところでございます。

また、算定対象の入札者が5社未満の場合は5社以上の場合の下限値を調査基準、価格失格基準価格とするということで、この上段の93%と90.5%ということになります。

また、総合評価落札方式においては、算定対象の入札者平均から新たに算定する調査基準価格までの間の入札者を価格最高点とするということで、これも前回御説明しておりますが、このグラフの右側の網かけの部分でございます。この網かけの範囲内に入った方は満点ということで、これまで満点というのは低入札調査基準価格を上回った価格のぎりぎりのところの方が満点ということでございましたが、今回これを少し下げることによって、この斜線の部分に応札されたこの例でいきますと5、6、7の会社の方は皆同じ満点ということになりますので、こちらもこういった価格の幅を持たせることで、そうであればこのぎりぎり安いところではなくて、なるべく高い価格で入れようという応札行動が生まれるということを想定してございます。

今回の見直しにつきましては、前回も御説明いたしましたが、建設工事を対象とするということで、業務委託については入札制度の課題というものが建設工事と若干異なるというところで、もう少し内容について検討が必要だということで、今回は建設工事のみを対象とした見直しになります。

今後の予定でございます。見直し後も適正な制度となるよう引き続き入札状況を観察・分析し、必要に応じて定数を含めた算定方法の見直しを行うということで、前回も御説明

をしております。

また、制度の見直し時期につきましてはシステム改修という課題がございますが、そちらの進捗状況にもよりますが、令和8年4月の改定を目指して作業を進めているところでございます。

資料2につきまして、簡単に説明をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

基準価格の下限値を引き上げるということが、前回説明のあったものに加えて今回の御説明の内容だったわけでございますが、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

木下委員。

(木下委員)

今回のシミュレーションによって特に総合評価以外の入札の落札率の減少を抑えるという意味で、1%の引上げということですね。これにつきましては、特に意見はありませんが、全体として、価格点が同じになる幅が広がると思います。

そうしますと、価格以外の点数というものが非常に有利になってくるわけですが、これは総合評価という性質上致し方ないというか、そあるべきものでしけれども、すべからく価格以外点で落札が決まるというのもいろいろ問題がありますので、工事によって価格以外点の加点条項というものの調整がやはり必要だと思います。ごく通常の工種では価格以外点の配点を少し下げる、難しい工事や大規模工事は当然価格以外点は総合評価上重要になってくると思いますので上げるなど、発注部局ではその辺のところの使い分け、あまり落札が集中しないような工夫をすることが必要ではないかと思いますので、また建設業協会と発注部局と意見交換をして、実態を把握していただきたいと思っております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。木下委員がおっしゃるとおり、今回見直しをすることで応札状況というのは変わってくるんですが、我々もこの算定の見直しだけではなくて、やはり総合評価における価格以外点については、どういった評価が品質の確保、また受注機会の確保につながるかという観点で、常に建設業協会の皆様と意見交換をしながら、そちらの見直しも図っておりますので、引き続き、併せて検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

先ほど、今回の基準価格の下限値を引き上げることについて「カンフル剤」というお話をありました。私もそう思いまして、木下委員からお話をありましたとおり、来年の4月から実施されるということでございますので、その後、どういう状況になっていくかをよく拝見したいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。来年4月に見直しを試行しましたら、ある程度の段階で審議会にも御報告したいと考えております。

(佐々木会長)

ありがとうございます。

委員の皆様、ほかに御意見はございますか。特にございませんか。

< 発言する者なし >

(佐々木会長)

ありがとうございます。では、この件につきましては、おおむね適當ということでよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございます。では、おおむね適當ということにさせていただきたいと思います。

続きまして、「建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直しについて」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料3を御覧いただきたいと思います。

「建設工事の総合評価落札方式における評価方法の見直し」でございます。

建設工事の土木一式工事におきまして、企業の技術力を適切に評価するという観点で、総合評価落札方式の加点項目であります工事成績の評価方法、算定方法を一部見直したいということでございます。

まず、「1 現状」でございます。

総合評価落札方式の建設工事の業種は、御覧の棒グラフになります。左から、土木一式工事、とび・土工・コンクリート以下、舗装・塗装という形で、御覧いただくと、工事件数につきましては、圧倒的に土木一式工事が最多ということになります。

土木一式工事につきましては、受注した全ての工事の工事成績点の平均ということで企業を評価してございます。専門性が高い工事、とび・土工・コンクリート工事・舗装工事などにつきましては、業種ごとの工事成績点により工事成績を算定して企業を評価しているというのが現状でございます。

「2 見直しの内容」としましては、この土木一式工事において、工事成績点の対象工事の業種区分を土木一式工事のみということで算定をしたいということになります。見直し内容の左が現行でございます。現行、土木一式のみの平均点としましては 85 点、建築一式では 83 点、電気では 78 点、管工事では 78 点ということになりますが、現状の土木一式につきましては、一番下、現状土木一式と書いてございますが、それらを平均しまして 81 点ということで運用を図っているところでございます。

ただ、土木一式単体で見ますと 85 点ということで、現状では下がってしまうというところで不公平感というのがなかなかありますと、今回見直し案ということで、この土木一式は土木一式のみで工事成績点のほうを算定するということで、右側の土木一式は、工事成績点としては 85 点となります。建築一式 83 点、電気 78 点、管工事 78 点と、こちらにつきましては従来どおりの算定方法ということで、今回土木一式だけを業種ごとということで算定させていただきたいということでございます。

「3 効果」としましては、評価対象業種を土木一式のみとすることで、企業の技術力を適切に評価することができるということで、一層の品質の確保が図ができるものと考えております。

「4 実施時期」でございますが、当審議会で御了承いただければ、令和 8 年の 1 月 1 日入札公告の案件から適用をしたいと考えております。

私の説明は以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらよろしくお願ひします。

これは、木下委員どうでしょうか。

(木下委員)

これは常識的な決め方だと思います。業界からも前々からこういう要望が出ておりましたので、ありがとうございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。特にございませんか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましてはおおむね適當ということでよろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

ありがとうございます。では、おおむね適當ということにさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。

本日の会議事項、またはそれ以外の事項につきまして、せっかくの機会でございますので、何かございましたらよろしくお願ひいたします。特にございませんか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

皆様ほとんどがリモートで参加されるという初めての形式でございまして、不慣れな点もございまして、大変失礼いたしました。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

(一由企画幹)

会長ありがとうございました。本日はウェブ会議という中、貴重な御意見、また慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

### 3 その他

(一由企画幹)

それでは次第「3 その他」でございますが、事務局から1点お知らせがございます。 今年度第4回目となります契約審議会につきましては、年明け1月下旬の開催を予定しております。後日事務局から御予定の確認をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか、全体等を通じまして、委員の皆様から何かございますか。

< 「特になし」の声あり >

(一由企画幹)

ありがとうございます。

### 4 閉 会

(一由企画幹)

それでは、以上をもちまして「令和7年度 第3回 長野県契約審議会」を閉会とさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

(了)